

発議第2号

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に対し、別紙意見書を提出するものとする。

令和5年3月17日提出

南魚沼市議会議員

塩谷寿雄 殿

提出者 南魚沼市議会議員 吉田光利

賛成者 南魚沼市議会議員 黒岩揺光

賛成者 南魚沼市議会議員 梅沢道男

賛成者 南魚沼市議会議員 中沢道夫

賛成者 南魚沼市議会議員 永井拓三

賛成者 南魚沼市議会議員 塩川裕紀

賛成者 南魚沼市議会議員 牧野晶

別紙

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和6年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税（1リットルあたり32円10銭）を免除する制度で、農業用機械や船舶・倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものである。

スキー産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車・降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなればスキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、市町村経済にも計り知れない影響を与えることとなる。

よって、国においては観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響にかんがみ、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月17日

新潟県南魚沼市議会議長

塩谷 寿 雄